

## 組合相談コーナー 総(代)会の開催について

### 【総(代)会の開催について】

【Q】 感染拡大防止による外出自粛要請を受けたが、通常総(代)会の開催についてどのように対応したらよいか。

【A】 中小企業組合の通常総(代)会は中協法第46条(総会の招集)により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。総(代)会の開催を中止することはできません。

(総会の招集)

第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

なお、定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

このように、本人出席者を最小限とした形での会議体としての総(代)会を開催したいと考えた場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供(法律で提供が義務づけられています)し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります。

〈留意事項〉

- 総(代)会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。
  - ・ 議長(総(代)会内で、出席した組合員(総代)から選出してください)
  - ・ 組合役員(総(代)会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。)
  - ・ 委任を受ける対象者(受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。)
  - ・ 役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者(投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上)
- 議事では定足数を満たすことが必要です。総(代)会は、適法な招集手続を経たうえで、出席した組合員(総代)(議長を除く)が議案ごとに定足数を満たさなければなりません。これは、総(代)会の議決が有効になされるための前提条件となります。

(総会の議事)

第52条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第3項に規定する場合は、この限りでない。

また、総(代)会の定足数は、特別議決(定款変更等)を要する事項については総組合員(総代)の半数以上の出席が必要であると法律に規定されています。しかし、その他の議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)については法律に特別の定めはありませんが、定款に定めている組合が多く、定款記載の定足数に達しているかを確認する必要があります。

- 議長は、総(代)会の議決に加わることができませんが、普通議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)について可否同数の場合は「議長の決するところによる」とされており、議決権の行使ができない代わりに、特別に議長に可否の決定権が与えられています。

なお、他の組合員の代理人となって議決権を行使することもできないため、総会において委任状の相手が議長に選任された場合、その議決権は無効になります。

- 代表理事への委任状については、代表理事に委任したい組合員が定款記載の委任可能人数を超えた場合や代表理事が議長に選任された場合の議決権は無効になります。

## 《参考》 現実の会議体としての開催の必要性

中協法上、総(代)会は、「当然に日時及び場所を示すべき」とされています。

また、会社法には第319条(株主総会の決議の省略)の規定があり、書面のみでの株主総会決議が認められています(いわゆる「みなし決議」)が、中協法及び中団法では、人的結合体であるという観点から当該規定が導入されなかったため、会議の目的である事項を示した上で招集し、実際に開催することが必要となります。そのため、総(代)会について、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできません。

## 《参考》 総(代)会をテレビ会議等で開催することは可能か。

前述のとおり、書面一括法による中協法改正では、理事会と同様、総(代)会についてもテレビ会議方式のみで開催することは盛り込まれませんでした。他方、理事会をテレビ会議方式のみで実施することは中小企業庁の通達によって可能となっていますが、総(代)会を現実の会議体を置かずテレビ会議方式のみで実施することはできないと解されていますので、総(代)会への一部の出席方法としてテレビ会議方式を活用することが適切と思われる。

その場合の総(代)会の開催場所は議長が存する場所が相当し、テレビ会議方式での出席者は「当該場所に存しない出席方法」に該当することになりますので、それぞれについて議事録に記載してください。

## 【役員選出を伴う総(代)会の開催について】

[Q] 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合の役員選出はどのように対応したらよいか。

[A] 役員選出を伴う通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11条第2項により、書面による選挙権の行使(以下「書面投票」)をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます(同条第4項)。したがって、書面投票の方法は、中協法第35条第8項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員を選出が可能となるものと考えます(選任制(中協法第35条第13項)を採用する組合を除く)。

(事例 ～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～)

○内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにします(議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります)。

○無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します(外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります)。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

### 〈留意事項〉

- 選任制を採用する組合では、総会出席者のうち3分の2の同意により他の投票方法(起立や挙手など)が認められない場合、無記名投票を行うこととなりますので、書面による議決権を行使する場合には、二重封筒など上記のような工夫が必要と考えます。

この他、ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。